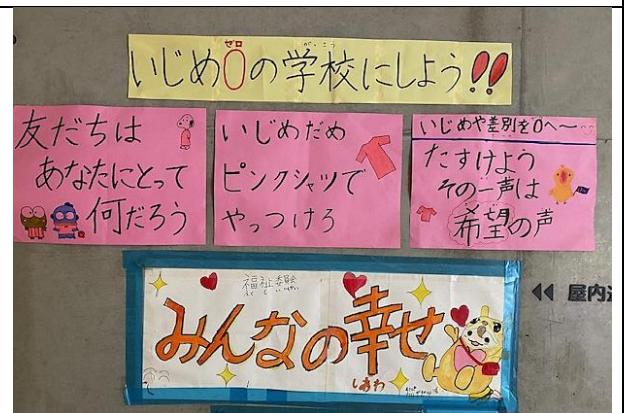




鈴鹿市立旭が丘小学校 いじめ防止基本方針



平成28年8月

鈴鹿市立旭が丘小学校

(最終改定 令和3年6月)

もくじ

1 学校いじめの防止基本方針の策定にあたって	1
(1) はじめに	1
(2) 基本方針改定の趣旨	1
2 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
(2) 学校いじめ防止基本方針の対象	2
(3) 「いじめ」とは	2
① 「いじめ」の定義	
② 具体的な「いじめ」の態様	
③ 「いじめ」に対する基本認識	
3 学校でのいじめの防止等のための基本的な考え方及び対策	3
(1) いじめの未然防止について	3
(2) いじめの早期発見について	3
(3) いじめへの早期対処について	4
(4) いじめの解消について	4
(5) いじめの再発防止について	4
(6) インターネットや携帯電話の利用	4
(7) 家庭の役割について	4
(8) 学校、家庭、地域との連携について	5
4 いじめ防止等のための組織	5
(1) 目的	5
(2) 委員構成	5
(3) 会議の内容・役割	5
5 重大事態への対処	5
(1) 重大事態とは	5
(2) 重大事態発生時の対処	6
(3) 重大事態の調査	6
(4) 調査結果の提供及び報告	7
※ いじめ相談窓口	7
※ いじめ事案が発生した場合のフロー図	8
※ <参考>（法律及び条例の条文）	9

1 学校いじめの防止基本方針の策定にあたって

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底することが大切であるとともに、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践することが求められます。

また、いじめを生まないためには、社会全体で児童一人ひとりが、人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童に自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要です。

そのため、教職員は、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身に付けることが必要です。

また、保護者をはじめとする大人も、いじめの問題に敏感になり、家庭や地域でいじめや差別のない社会づくりに寄与することが求められます。

いじめの問題には、学校、家庭、地域が一体となって児童を見守りながら、いじめを生まないための未然防止に力を注ぐとともに、いじめが起こった場合には、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

(2)「鈴鹿市立旭が丘小学校いじめ防止基本方針」改定の趣旨

本校では、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)第十三条^{*1}の規程に基づき、国の「いじめ防止のための基本的な方針」及び「三重県いじめ防止基本方針」並びに「鈴鹿市いじめ防止基本方針」に基づいて、まで以上に、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「鈴鹿市立旭が丘小学校いじめ防止基本方針」(以下「基本方針」という。)を平成28年8月に策定しました。

その後三重県では、いじめ防止等の対策に関する基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めた「三重県いじめ防止条例」(以下「条例」という。)が、平成30年4月に施行されました。また、県の基本方針が、平成31年3月に条例で規定されている内容を反映し改定されたことに伴い、「鈴鹿市いじめ防止基本方針」は、いじめの問題を克服するため、社会総がかりで取り組むとした条例及び県の基本方針の内容を反映した内容に改定されました。

このことを受け、令和3年6月、基本方針を条例及び県・市の基本方針の内容を反映した内容に改定しました。

この基本方針では、旭が丘小学校におけるいじめの防止等への対策の基本的な方向を示すとともにいじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、総合的かつ効果的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に示します。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第三条^{*2}及び条例第三条^{*3}に規定されている基本理念の実現に向け、本校では、望ましい子ども像を目指して次のように基本理念を定め、いじめの防止等の対策に、強い決意を持って取り組んでいきます。

◎ 教職員は、いじめが行われなくなるよう鋭い人権感覚を持って取り組みます。

いじめは、全ての児童に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目標に取り組みます。

◎ 児童には、いじめの問題の重要性を理解させます。

全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

◎ いじめの問題に正しく向き合う児童を育みます。

全ての児童が一人ひとりの違いを理解し、相手を思いやり、自他の命を尊重する心を育むことにより、人権を尊重し共に支えあう力と、児童の主体的な活動を促す自立する力を育むことができるよう取り組みます。

◎ 地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、鈴鹿市、鈴鹿市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、地域ぐるみで取り組みます。

(2) 基本方針の対象

基本方針は、本校に在籍する児童を対象とし、基本理念の実現を目指します。

(3) 「いじめ」とは

①「いじめ」の定義

いじめの定義（法第二条^{*4}及び条例第二条^{*5}）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ必要がある。

② 具体的な「いじめ」の態様

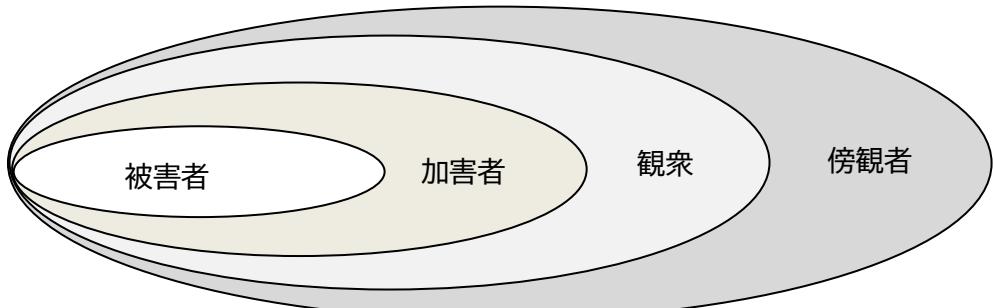
- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものがあり、この場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

③ 「いじめ」に対する基本認識

- ・ いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは、どの学校でもどの児童にも起こりうる問題であり、被害と加害が入れ替わる等、どの児童も加害者にもなり得る。
- ・ いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・ いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。

- いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。



【いじめの四層構造（森田洋司 他による「いじめの四層構造」を参考に作成】

3 学校でのいじめ防止等のための基本的な考え方及び対策

(1) いじめの未然防止について

いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であることから、未然防止対策が、とりわけ重要であることを教職員は十分に自覚することが大切であるとの考えの下に、未然防止対策を推進します。

そこで、特別の教科 道徳や学級活動の時間はもちろんのこと、学校の教育活動全体を通じて計画的な指導及び人権教育を行い、日常的にお互いの個性や文化・風習など、様々な違いを認め合い、いじめを許さず、いじめを見抜く人権感覚を持った児童の育成に取り組むとともに人権を尊重する集団づくりに取り組みます。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、表面的な指導や対応にとどまることなく、その改善やストレスに適切に対処できる力を育むとともに全ての児童の自己肯定感、自己有用感、充実感を高め、社会性を育むことのできるよう学校教育活動の充実に努めます。

さらに、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

その他にも、学校として特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童に対してその特性の理解を促す取組を行います。

(2) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間、場所、手段で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることがあります。

そこで、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

いじめの早期発見のために、

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童と向き合うことにより、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施とともに、相談窓口の周知など、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組みます。
- 児童からの相談に対しては迅速に対応します。
- 虐待が疑われる通報や相談があった場合は、市等へ情報提供又は通告をします。その際、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応します。

- ・教職員相互で児童の様子などについて情報共有を図ることができる環境を整えます。
- ・学校だけで問題等を抱え込まず地域、家庭と連携して児童を見守っていきます。

(3) いじめへの早期対処について

いじめであることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通す姿勢で臨みます。

特に、いじめられた児童に対しては、スクールカウンセラーなどの協力を得た心のケアや一時的に緊急避難措置を講ずるなど、いじめから守り通すための様々な対応を行います。また、いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。

- ・学級担任等の特定の教員が問題を抱え込むことなく、児童の目線に立ち、学校全体で組織的に対応します。
- ・教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。
- ・いじめの事実関係が判明した場合には、家庭や市教育委員会等への連絡・相談を迅速に行います。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んで相当期間（少なくとも3ヶ月）継続している。
- ② いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと面談等により確認されている。

いじめが解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。

(5) いじめの再発防止について

いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくありません。

教職員は、いじめられた児童やいじめを行った児童のその後の学校生活の様子等について、周りの児童の協力も得ながら継続して十分な注意を払うとともに、保護者との緊密な情報共有を行い、再発防止に努めます。

また、学校教育活動全体を通じ、いじめを許さない学級づくり・集団づくりを行い、いじめを生まない学校風土の再構築を図ります。

(6) インターネットや携帯電話の利用

情報化社会の発展に伴い、児童にインターネットや携帯電話等が普及するとともに新たなコミュニケーション手段として、SNSを利用したネット上のいじめへの対応が求められています。

ネット上のいじめは潜在化し、目に見えないところで拡散する危険性が高く、発見しても容易に削除することができないといった困難さがあります。そのため、児童には、インターネットや携帯電話等の正しく安全な利用方法等を学ぶ情報モラル教育を推進します。

(7) 家庭の役割について

保護者は、児童の教育について第一義的責任を有しています。そのため、必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることとされています。

また、いじめの問題は、家庭でのしつけ等、家庭教育の在り方が大きく関係すると言われています。

そこで、保護者には、

- ・いじめは絶対に許される行為ではないこと等、いじめの問題の基本的な考え方等について、我が子に責任を持って徹底して教えていただくよう促します。
- ・子どもに十分な愛情を注ぎ、家庭が、居場所のある暖かな環境となるよう努め、家族の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合い、家族団らんの時間を確保していただくよう働きかけます。
- ・携帯電話等によるいじめの実態や、子どもの携帯電話等の利用状況にも目を向けていただき、利用するにあたっての家庭でのルール作り等を呼びかけます。

(8) 学校、家庭、地域との連携について

児童を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しており、児童の課題も多岐に及ぶとともに深刻化・複雑化しており、児童が健やかに成長し、社会で必要とされる人権感覚を身に付けていくためには、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力が、これまで以上に重要となっています。

- ・基本方針をホームページで公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めるとともにいじめの問題の重要性について、児童、教職員、保護者、地域住民に醸成を図ります。
- ・いじめの問題が発生した際の初期対応や再発防止の過程では学校のみでいじめを解決することに固執せず、保護者と一致協力して解決に当たります。
- ・学校運営協議会においていじめの問題を取り上げ、学校、家庭、地域が相互に連携協力した対策を推進します。
- ・社会体育等、教育課程外での活動であっても児童の人間関係等は、学校生活と密接に関係しているとの認識を持ち、放課後等の活動団体の指導者と情報共有を図る等、連携した対応を行います。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 目的

法第二十二条^{*6}の規定及び「鈴鹿市いじめ防止基本方針」により、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する措置を学校全体で組織的に実効的に行うため「いじめ防止対策委員会」を設置します。

(2) 委員構成

校長、教頭、教務、学年主任、生活安全部長、人権・特支部長、研修部長、体力向上推進部長、養護教諭等で構成する。

また、必要に応じスクールカウンセラー、その他、校長が必要と認めるものとも連携します。

(3) 会議の内容・役割

- ・基本方針に規定する取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証、修正等
- ・学校におけるいじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの事実関係の調査、児童への指導、支援体制の整備、対応方針の策定、保護者との連携等
- ・重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第二十八条^{*7}で定められている重大事態は、次に掲げる場合となります。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。

- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。
ただし、児童が一定期間連續して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。
- なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

(2) 重大事態発生時の対処

法第三十条^{*8}及び条例第二十条第一項^{*9}の規定により、重大事態が発生した場合は、直ちに鈴鹿市教育委員会に報告するとともに、指導・助言を受けながら速やかに調査を実施します。

(3) 重大事態の調査

学校は、当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を速やかに行います。市教育委員会が調査主体となる場合は、鈴鹿市いじめ問題解決支援委員会が調査を行います。学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ防止対策委員会が調査を行います。その際には、市教育委員会から必要な指導・助言を受けます。

具体的には、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。また、児童が自殺等により亡くなった場合について、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が市教育委員会又は学校が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとします。

なお、いじめられた児童の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

① いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、児童や教職員への質問紙調査や聞き取り調査等を行います。その際には、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止めます。さらには、いじめられた児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

② いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめられた児童の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等に着手します。

③ 児童の自殺という事態が起こった場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととします。

(4) 調査結果の提供及び報告

市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたって、市教育委員会又は学校は、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供します。

【鈴鹿市のいじめ相談窓口】

◆ いじめSOS電話 059-382-9250（平日9時～17時）

◆ いじめSOSメール ijime-sos@city.suzuka.lg.jp

※平日8時30分～17時以外は、返信が翌日以降になることがあります。

◆ 子どもに関する相談窓口 059-382-9140（平日 8時30分～17時15分）

◆ 子ども人権相談 059-384-7422（火～金 8時30分～17時15分）

【鈴鹿市以外のいじめ相談窓口】

◆ いじめ電話相談 059-226-3779（毎日24時間）

◆ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（毎日24時間）

◆ こどもほっとダイヤル 0800-200-2555（13時～21時）

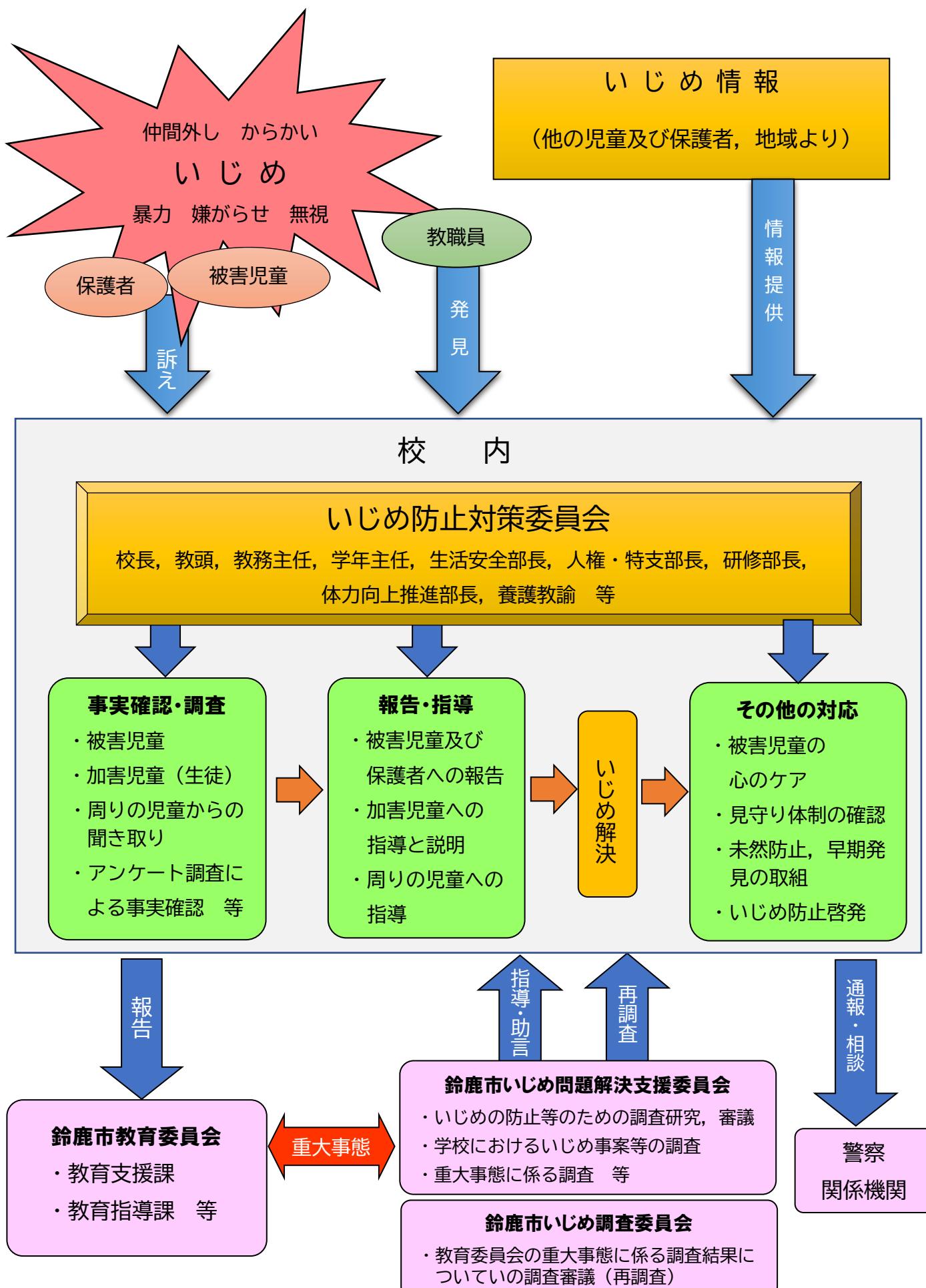
◆ チャイルドラインMIE 0120-99-7777（月～日 16時～21時）

◆ 少年相談110番 0120-41-7867（月～金 9時～17時）

◆ 子どもの人権110番 0120-007-110（平日8時30分～17時15分）

◆ 子ども弁護士ダイヤル 059-224-7950（月～金 9時～12時、13時～17時）

いじめ事案が発生した場合のフロー図 旭が丘小学校



<参考>

【法】：いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日 公布 平成25年9月28日 施行）

【条例】：三重県いじめ防止条例（平成30年3月22日 公布 平成30年4月1日 施行）

* 1

(学校いじめ防止基本方針)

法第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

* 2

(基本理念)

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめ防止等の対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校地域住民、家族その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

* 3

(基本理念)

条例第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することができないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他人を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

* 4

(定義)

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

* 5

(定義)

- 条例第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該校の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - 二 学校 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
 - 三 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
 - 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護する者をいう。
 - 五 いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
 - 六 事業者 営利又は非営利で事業を行う個人又は法人をいう。

* 6

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

法第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

* 7

重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 3 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による踏査を行ったときは、当該調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。2

* 8

(公立の学校に係る対処)

法第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

* 9

(重大事態への対処)

条例第二十条第一項 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同条（学校にあっては、法第二十九条第一項、法第三十条第一項及び法第三十二条第一項）に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。